

## 参考資料1 ひたちなか市環境基本条例

### ひたちなか市環境基本条例

平成12年3月31日

条例第15号

私たちのまち「ひたちなか」は、雄大な太平洋と詩情溢れる那珂川とに囲まれ、中生代白亜紀層をはじめとする豊かな自然環境と虎塚古墳に代表される歴史的遺産を有し、県内有数の工業都市として、かつ、水産都市として、これまで着実な歩みを続けてきた。そして、太平洋に向け開かれた国際港湾公園都市として新たに発展しようとしている。

私たちひたちなか市民は、この恵み豊かな環境を損なうことなく、将来の世代へ引き継いでいく責務を負っている。

ここに、私たちは、この恵み豊かな環境を保全し、快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを再認識し、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念及び基本的施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(環境の保全等に関する基本理念)

第2条 環境の保全等に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施すること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施すること。

(市の責務)

第3条 市は、環境の保全等に関する基本理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第6条 観光旅行等で本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

(環境の保全等に関する基本的施策)

第7条 市は、環境の保全等に関する基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

(1) 良好な自然環境の保全及び創造に寄与するため、生態系の保護その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施策を策定し、及び実施すること。

(2) 良好な生活環境の保全及び創造に寄与するため、市域の緑の創造、地域の環境美化の促進その他市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に必要な施策を策定し、及び実施すること。

(3) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境調査)

第9条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(市民活動への支援等)

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともに、その活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(国等の措置要請)

第11条 市長は、良好な環境を保全し、及び創造するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 参考資料2 ひたちなか市環境審議会諮問書・答申書

### ひたちなか市環境審議会諮問書

ひたちなか市諮問第3号

平成23年7月15日

ひたちなか市環境審議会

会長 蝦名不二夫 殿

ひたちなか市長 本間源基

ひたちなか市第2次環境基本計画の策定について（諮問）

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）第3条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. ひたちなか市第2次環境基本計画について

### ひたちなか市環境審議会答申書

平成24年3月28日

ひたちなか市長 本間源基 殿

ひたちなか市環境審議会

会長 蝦名不二夫

ひたちなか市第2次環境基本計画の策定について（答申）

平成23年7月15日付け、ひたちなか市諮問第3号をもって、本審議会に諮問のあった件について、前計画の進捗状況や達成状況、昨今における環境の変化などを考慮し、慎重に審議した結果、別添「ひたちなか市第2次環境基本計画（案）」としてまとめましたので、下記の意見を付して答申します。

記

#### ◎地球環境／循環型社会に関すること

1. 福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー戦略の総合的な見直しが予想されるため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの更なる利用の推進を図られたい。
2. 環境に与える負荷を軽減し、低炭素社会、循環型社会の構築を図るため資源の循環利用の促進を図られたい。

#### ◎生活環境に関すること

1. 福島第一原子力発電所の事故により、市内における放射線量が事故以前と比べて高い傾向にあるため、市民の安全・安心が図られるよう除染対策等の推進を図られたい。

#### ◎その他

1. 環境基本計画が市民、事業者等が分かりやすく、身近なものになるよう周知手段等の検討に努められたい。
2. 社会情勢の変化、国の政策の変更などに柔軟に対応できる計画となるよう要望する。

### 参考資料3 ひたちなか市環境審議会委員名簿

#### ひたちなか市環境審議会委員名簿

(順不同)

	役 職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	国立大学法人 茨城大学准教授	はら ぐち やよい 原 口 弥 生	
	独立行政法人国立高等専門学校機構 茨城工業高等専門学校 教授	えびな ふじお 蝦 名 不二夫	会 長
	社団法人ひたちなか市医師会 理事	やまのうち たかよし 山 内 孝 義	
	ひたちなか薬剤師会 副会長	ほうじょう くみこ 北 条 久美子	
	社団法人茨城県公害防止協会 専務理事	きし のりお 岸 倫 男	副会長
	ひたちなか市立東石川小学校 校長	かんばやし のりこ 上 林 範 子	
	茨城県県民センター総室 県央環境保全室室長	あだち けんいち 安 達 賢 一	～平成23年4月15日
	茨城県県民センター総室 県央環境保全室室長	えはら たかし 江 原 孝	平成23年4月16日～
関 係 団 体 役 職 員	(株)日立製作所都市開発システム社 総務本部部長代理	よこやま かずひろ 横 山 和 弘	
	連合茨城常陸野地域協議会 議長 (日立労組佐和支部執行委員長)	うちこし しゅういち 打 越 秋 一	
	ひたちなか農業協同組合 代表理事理事長	すな おし ひで あき 砂 押 英 明	
	ひたちなか商工会議所 副会頭	やぎゅう おさむ 柳 生 修	
	女性情報バンク登録者	きくち みちこ 菊 地 美智子	
	ひたちなか市ボランティア連絡協議会 書記	いしかわ まりこ 石 川 萬里子	
	ひたちなか市市民憲章推進協議会 環境部会	わたなべ まこと 渡 辺 寔	
	ひたちなか生活学校	きはら えつこ 桐 原 悦 子	
ワンネス・エコ・ひたちなか	はらぐち まみえ 原 口 真美江		

任期：平成22年6月17日～平成24年3月31日

## 参考資料4 ひたちなか市第2次環境基本計画の検討経過

### ひたちなか市第2次環境基本計画の検討経過

開催日	会議等名称
平成23年6月14日	第1回ひたちなか市第2次環境基本計画策定ワーキングチーム会議
平成23年6月23日	第1回環境保全推進委員会
平成23年7月15日	第1回ひたちなか市環境審議会 ひたちなか市第2次環境基本計画 諮問
平成23年11月30日	第2回第2次環境基本計画策定ワーキングチーム会議
平成23年12月8日	第3回第2次環境基本計画策定ワーキングチーム会議
平成23年12月27日	第2回環境保全推進委員会
平成24年1月27日	第2回ひたちなか市環境審議会
平成24年2月10日～	パブリックコメント実施（3月1日まで）
平成24年3月14日	市議会報告
平成24年3月28日	第3回ひたちなか市環境審議会 ひたちなか市第2次環境基本計画にかかる答申
平成24年4月25日	パブリックコメントに対する市の考え方公表
平成24年5月7日	庁議 ひたちなか市第2次環境基本計画（案）について 庁議決定



平成24年3月28日 第3回ひたちなか市環境審議会において、  
蝦名会長（写真中央）、岸副会長（写真左）より答申を受ける。

## 参考資料5 用語の解説

### 【あ行】

#### ■ I S O（国際標準化機構）

International Organization for Standardization の略で、国際間の貿易を容易にし、科学、経済等の活動分野の協力を助長させるために世界的な標準化及びその関連活動の発展開発を図ることを目的に、1947年に発足した。日本からはJIS（日本工業規格）を調査するJISC（日本工業標準調査会）が代表機関として登録されている。国際規格として、各国が国内規格を制定する場合、ISO規格が存在する場合にはこれに整合させることが義務づけられている。工業規格など色々な分野の規格があるが、ISO14001をはじめとするISO14000 シリーズは環境ISOと呼ばれている。

#### ■ I S O14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステム（か行の解説参照）の国際規格で、仕様と利用の手引きにより構成されている。ISO14001を導入したと宣言するためには、審査登録機関の審査登録（認証取得）が必要である。

#### ■ アイドリング（Idling）ストップ

アイドリングとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを空転させること。アイドリングストップとは、駐車時や停車時に自動車のエンジンを止めることで、これにより地球の温暖化、大気汚染、騒音等の抑制効果が期待される。

#### ■ アイドリングストップ装置（自動車）

エンジンの作動の停止及び始動を簡便に行う機能（アイドリングストップ機能）を有する装置をいい、この装置を搭載している自動車をアイドリングストップ自動車という。装置を後から付けることも可能であるが、アイドリングストップ自動車を購入する場合は、財団法人省エネルギーセンターによる装置分価格の2分の1の費用補助制度がある。

#### ■ アスベスト（石綿）

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる、天然の鉱物繊維の総称である。代表的なものはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）の3種類がある。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の特性があり、安価な工業材料であることから、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等 3,000 種を超える利用形態があるとされている。アスベストは、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散すること、吸い込む事が大きな問題となっており、肺がん、中皮種などを引き起こすおそれがある。わが国では、現在、製造、使用などは

原則禁止されており、一部代替が困難な工業部品に使用が認められているが、平成20年までに全面使用禁止となった。

#### ■ 一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が一般環境における大気の汚染状況を常時監視する固定観測局。環境基準の適合状況、大気汚染対策の効果確認などを目的として設置されており、本市内には常陸那珂勝田測定局（市役所敷地内）とひたちなか測定局（市毛小学校敷地内）の2局が設置されている。

#### ■ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会

東海・大洗地区における原子力施設周辺の監視を民主的に行うため、第三者監視機構として設置され、放射線監視計画の策定、監視結果の評価、公表を行っている。

#### ■ 雨水浸透設備（施設、槽）

雨水を自然にしみこむように備えつけたもの。

#### ■ 雨水浸透ます

雨水が自然にしみこむように作られた容器。

#### ■ 雨水貯留槽

雨水を溜める容器。

#### ■ 雨水利用システム

屋根に降った雨水を沈殿・ろ過処理した後、雨水貯留槽に溜めて、飲み水以外の生活雑用水等に利用すること。

#### ■ エコオフィス計画

事業者が自らの事業活動での温暖化対策や環境保全の取組を進めるための実行計画。本市でも平成15年11月に策定し、数値目標を掲げ取り組んでいる。

#### ■ エコドライブ（Eco Drive）

無駄な燃料消費や騒音などの少ない、環境にやさしい適正な運転マナーのこと。タイヤ空気圧の適正化、円滑な発進、停車時のエンジン停止（アイドリングストップ）などがある。

#### ■ エコファーマー

農業生産活動に伴う環境負荷の低減と物質循環の促進を図るため、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む（持続性の高い農業生産方式）農業者。県知事が認定する。

## ■エコマーク（Eco Mark）

消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークを付けることが許される。

## ■HFC

ハイドロフルオロカーボンの略称。代替フロン的一种としてエアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されている。塩素、臭素を含まないためオゾン層は破壊しないが、温室効果ガスの一つであり、京都議定書に基づく削減対象となっている。

## ■大洗県立自然公園保護管理協議会

大洗県立自然公園(涸沼及びその周辺、大洗海岸、平磯・磯崎・阿字ヶ浦の海岸部)の保護、保全意識の普及・啓発などを目的として茨城県及び関係市町で構成する組織。

## ■屋上緑化（技術）

ビルの屋上などを活用して植栽などの緑化を行うこと。屋上緑化を行うには重量制限や防水対策、風対策、乾燥対策等の通常の緑化技術とは異なる工夫が必要であり、比重の軽い土の使用、水漏れ防止シート等の工夫が必要となる。

## ■オゾン層（の破壊、破壊物質）

オゾン層は、地表から約 10 km～50 km の成層圏に存在し、皮膚ガンや白内障の原因となる有害な紫外線(UV-B)を吸収し、地球上の生物を保護している。フロンなどの物質は、化学的に安定しており、大気中に放出されると分解せずに成層圏に達し、太陽からの強い紫外線を浴びて分解して塩素原子等を放出し、酸素原子と結合してオゾン層を破壊することが問題となっている。酸素原子と結合しオゾン層を破壊する塩素や臭素を含むCFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)や臭化メチルなどをオゾン層破壊物質という。

## ■オーナー制度

生産者と直接契約し、特定の農法や農地から生産される作物を購入する制度。有機農法など環境保全型農業の振興、農作業への参加、棚田や谷津田の維持など、購入や交流を通じて農業振興や農地保全を支援する仕組みとして普及しつつある。

## ■温室効果ガス

太陽により暖められた地表からの赤外線放射エネルギーを吸収し、熱に変え温暖化を促す大気中の気体を総称したもの。産業や生活により排出される二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類など数十種類が知られており、そのおよそ8割は石油、石炭等の化石燃料の燃焼によって生じるといわれている。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 【か行】

### ■化学物質過敏症

本態性多種化学物質過敏状態の通称で、環境中に存在する微量な化学物質の曝露を通じて、アレルギーや中毒等の従来の疾病概念では説明のできないメカニズムで、頭痛、吐き気、だるさ、めまい、集中力や思考力の低下など様々な症状を呈することが指摘されている。原因、症状など十分に解明されていない。現在、国において調査研究が進められており、代表的なものにシックハウス症候群がある。

### ■各種リサイクル法

循環型社会形成推進基本法の下で一体として運用される食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法などのリサイクル実施法の総称。(法律名は通称)

### ■化石燃料

石油、石炭、天然ガスなどの天然資源をいい、動植物の遺骸が海底などにたい積し、その上に泥や砂などがたい積し、長い年月をかけバクテリアや熱の働きによって生成されたもの。

### ■合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂などの生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

### ■環境ISO

ISOの項参照。

### ■環境アドバイザー

地域づくりや環境保全等の活動をサポートするため、専門的な知識や経験を持つ人材をアドバイザーとして登録し、地域の要望に応じ助言者や指導者として派遣する制度。環境分野のアドバイザーを環境アドバイザーと呼ぶ。

### ■環境カウンセラー

環境保全に関する活動を行おうとする市民や事業者者に指導・助言を行う者のうち、環境省が定めた要件を満たし登録された者。

### ■環境家計簿

環境省等が発行している家庭向けの環境管理シート。電気、ガス、水道などの光熱費、食料容器の使用量やごみの量等を家計簿の要領で記入することで、家庭からのCO<sub>2</sub>の排出量が算出でき、家庭における環境負荷の状況や浪費を把握できる。

## ■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関わる環境上の条件についてそれぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた基準。環境基準は行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

## ■環境共生型住宅

地球環境を保全する観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された住宅。具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した住宅。

## ■環境放射線

人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射線の3通りがある。

## ■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業のこと。

## ■環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）

環境中に放出された化学物質の中には体内に入って、体内のホルモンと同じような、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つものがある。これらの化学物質は「内分泌かく乱化学物質」と呼ばれるが、ホルモン様の作用を示すことから、「環境ホルモン」とも呼ばれている。

## ■環境マネジメントシステム（EMS）

企業・事業所等の組織が経営活動の一環として法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に目的、目標を定め環境保全に取り組むための仕組みをいう。環境保全に関する方針、目標、計画を策定し(Plan)、これを実行し、記録し(Do)、その実行状況を点検し(Check)、システムを見直し、改善する(Action)というサイクルを体系的継続的に実行していくことにより、環境負荷の低減や事故の未然防止を図る。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、ISO(国際標準化機構)が定めた国際規格ISO14001がある。

## ■環境ラベル

製品の環境面の情報を提供するもので、エコマークなど一定の基準に基づいて環境保全に関する製品を認定するもの、事業者が自ら製品の環境情報を自己主張するもの、ライフサイクルアセスメント(LCA)を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

## ■緩衝緑地

都市計画で大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

## ■間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業をいい、そこでできた木材を間伐材という。割り箸のほか、従来有効な利用が考えられなかったスギやヒノキ、カラマツ等の間伐材も細かい角材にして集成し、テーブルの天板やイスに利用されている。

## ■気候変動枠組条約

気候変動に関する国際連合枠組条約の略。地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行うため1992年に採択され1994年3月に発効した。大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的とし、締約国に温暖化対策の計画策定や実施などの義務を課している。

## ■規制基準

工場・事業場から騒音、振動、悪臭を排出する場合の許容限度。

## ■共同輸配送（システム）

複数の顧客の貨物を物流業者が一括管理して集配することにより、輸送の効率化を図るシステム。

## ■京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。先進各国は2008～2012年の期間における温室効果ガスの削減数値目標(先進国全体で1990年比5%、日本は6%の削減。)を設定している。2005年2月に発効した。

## ■近隣騒音

家庭から出るピアノやエアコンなどの音、学校や広場から発生する音、飲食店などの営業に伴う音、チリ紙交換や移動販売車などの拡声機の音などをいい、工場、建設作業、自動車・鉄道などからの騒音と区別している。

## ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入すること。

## ■グリーンツーリズム

農山漁村地域で自然、文化、農林水産業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。



## ■グリーンマーク

環境ラベルの一つで、トイレトペーパー、ノート、コピー用紙など古紙を再生利用した紙製品につけられている。

## ■ゲストティーチャー

その人の持つ知識や経験を生かして、講義や講演を行う一時的な講師。

## ■県央広域工業用水道事業

新たに工業開発が見込まれる県央地域(ひたちなか市外7市町村)を給水区域として、企業に安定的に工業用水を供給する事業。

## ■健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質。主なものとしては、シアンや蓄積性のある重金属類(カドミウム、水銀、鉛など)、科学技術の進歩で人工的に作り出した物質(PCB)などがある。環境中の濃度については、人の健康の保護に関する環境基準により物質ごとに定められている。工場などからの排水中に含まれる有害物質の量は、物質ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

なお、近年の地下水の硝酸態窒素汚染に対応し、乳幼児を死に至らしめるメトヘモグロビン血症を引き起こす硝酸や亜硝酸について、また、新たな土壌汚染等物質としてフッ素、ホウ素について公共用水域や地下水に関する新たな環境基準健康項目として指定された。

## ■建築協定

一定の区域内において、関係権利者全員の合意のもとに、建築物の敷地、構造、用途、形態や意匠などに関する基準について行う協定。

## ■公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域等公共の用に供される水域と、これに接続するかんがい用水路など公共の用に供される水路。

## ■公害防止協定

地方公共団体等と事業者が公害防止の観点から、法律、条例による規制を補完するものとして、締結した協定。

## ■公害防止計画(地域公害防止計画)

環境基本法第17条又は茨城県生活環境の保全等に関する条例第5条の規定に基づく計画で、現に公害が著しい地域等において、公害防止上特別な配慮を必要と認める地域の生活環境の保全等のため策定する公害防止に関する地域計画。県条例に基づく場合は地域公害防止計画という。

## ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称。日ごしの強い夏季の無風時に多く発生し、目や喉などの粘膜を刺激することがある。この現象を光化学スモッグという。

## ■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものの。

## ■公共下水道普及率

公共下水道の整備状況を表す指標として用いられる。普及率には、面積普及率(市街地面積に対する下水管整備面積の割合)及び処理人口普及率(総処理人口に対する下水道処理区域内人口の割合)等があるが、一般的には処理人口普及率が使われている。

## ■こどもエコクラブ

環境保全意識の醸成などを目的として、小中学生が地域での環境学習や環境保全活動を自主的に行うクラブ。環境省により設立され、様々な支援が行われている。

## ■コージェネレーションシステム

(Co-Generation System)

一つのエネルギー源から電気と熱など2つ以上の有効なエネルギーを取り出して効率的に利用するシステムのこと。例えば、石油や天然ガス等を燃やして得た熱を動力や電気に変換し、その廃熱(未使用熱)を冷暖房や給湯等の熱源として利用するシステム。

## ■ごみ減量化計画

将来のごみの減量目標を定め、それを実現するための行動計画。

## ■コミュニティバス

主に市町村が主体的に加わり、既存のバス事業者だけではカバーしきれないきめ細かな路線を設定し、利用者のニーズ、利便性を考慮したシステムの乗合バス。

## ■コンポスト(Compost)

家庭から排出される生ごみや下水及び浄化槽汚泥、家畜のふん尿などの有機物を微生物の働きによって分解させ、たい肥化すること。

## 【ざ行】

## 参考資料

### ■サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し利用すること。廃棄物を単に焼却処分することなく、焼却熱をエネルギーとして取り出し、発電や温水利用を図ること。

### ■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### ■酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取りこまれて強い酸性を示す雨のことをいい、一般にはpHが5.6以下のものをいう。

### ■3R（さんアール,スリーアール）

リデュース(ごみの発生抑制), リユース(再使用), リサイクル(再資源化)のことをいい、頭文字を取った略語。リデュースとは物を大切に使いごみを減らすこと。リユースとは使える物は繰り返し使うこと。リサイクルとはごみを資源として再び利用すること。3Rにリペア(物を修繕して使い,安易にごみとしないこと),リヒューズ(レジ袋や過剰包装を断るなど,ごみとなりやすい物を使わないこと)を追加して5R(ごアール,ファイブアール)と使うこともある。

### ■COD（化学的酸素要求量）

水の汚染度を指す重要な指標であり、水中の被酸化性物質を酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化し、その際に消費される酸素量で表す。数値が高いほど汚濁が進んでいる。CODは海域及び湖沼の水の汚濁状況を表すのに用いられる。

### ■資源回収率

出されたごみのうち、資源回収で集められた資源物の占める割合。

### ■自然エネルギー

太陽光、風力、水力など自然をエネルギー源として利用したもの。

### ■自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

### ■自然公園

優れた自然の風景地の保護と利用増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資する目的で指定された国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

### ■自然浄化作用

川や海、森林などの自然が持つ水や空気などを浄化する働きをいう。

### ■持続可能な社会

環境への負荷が少なく、自然と人間及びその活動との共生が確保された社会。

### ■シックハウス症候群

住宅やビルにおいて、建材等に使われる化学物質等により室内の空気が汚染され、不快感やアレルギーなどの体調不良が生じることを「シックハウス症候群」という。原因物質として、合板の防腐剤等に使われるホルムアルデヒドのほか、接着剤、防腐剤、溶剤などに含まれる化学物質があり、厚生労働省を中心に化学物質の指針値等が定められている。ハウスシック症候群と呼ぶこともある。

### ■自動車騒音

普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車の運行に伴い発生する騒音。

### ■市民農園

サラリーマンなど農業者以外の人々が小区画の農地を利用して、野菜や花を育てる農園。市民農園整備促進法では、主として都市住民の利用に供される農地。

### ■住区基幹公園

主として近隣の地域住民の利用を目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園をいう。

### ■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会ではなく、資源や物をできるだけ社会の中で循環(再使用、再生利用)させ、新たな資源の利用や廃棄物の発生を最小限にとどめた、環境負荷の少ない持続可能な社会。

### ■小規模事業所

規模の小さな事業場の総称で、排水量が少なく、水質汚濁防止法の生活環境項目に関する排水規制が適用されない事業所(小規模排水事業所)などをいう。

### ■除害施設

公共下水道に工場等からの排水を放流する際に、下水道法や下水道条例で定める水質基準に適合させるために排水を処理する施設。水質汚濁防止法でいう排水処理施設と同義。

### ■消防環境ネットワーク

特定非営利活動法人消防環境ネットワークで、消防用設備等の設置、変更、維持管理又は回収の際のガス系消化剤の排出を抑制するとともに、再利用

可能な消化剤及び部品の回収並びに再利用の普及活動を行うことにより地球環境保全に寄与することを目的として設立された。ハロンバンク推進協議会の業務を継承している。

### ■新エネルギー

これまで一般に利用されていない太陽光や風、波などの自然エネルギーや下水処理場、工場などの廃熱エネルギーなどの総称。技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なエネルギー。

### ■水域類型

水質汚濁に係わる環境基準のうち、BOD、COD、窒素、りんなどの生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた類型を設けている。各公共用水域に水域類型の当てはめを行うことにより当該水域の環境基準が具体的に示される。

### ■水洗化率

公共下水道の処理区域内人口に対する水洗化(汚水を公共下水道へ放流している)人口の割合。

### ■スプロール化

都市の住宅開発が無秩序、無計画に郊外に広がっていくこと。

### ■生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められている項目であって、pH、DO(溶存酸素)、BOD、COD、SS(浮遊物質)、大腸菌群数などが定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的によって基準が定められ、排水基準においても健康項目と同様に項目別に定められている。

### ■生活排水

日常生活に伴って排出される台所、洗濯場、浴室、便所等からの排水をいう。

### ■生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

### ■生分解性(微生物分解性)

空気中では分解しないが、土中や水中の微生物により最終的に水と二酸化炭素に分解され、時間が経つと腐ってなくなってしまうもの。

### ■ゼロエミッション

ある産業(事業所)から排出される廃棄物を別の産業(事業所)の原料として使うなどにより、全体としての廃棄物の量(処分量)をゼロまで減らすこと。

### ■総合計画

地方自治法の規定により策定する、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための地方自治体の最上位の指針であり、行政運営に係る各部門別の計画や事業等の基本となる計画。

### ■総合学習

2002年からの完全学校週5日制の実施に伴い導入される新しいカリキュラム。学校ごとの創意工夫による学習を通じ、自ら学び考える力を育成することを目的とする。環境、福祉、国際理解に関するものや自然体験やボランティア活動などが例として挙げられる。

## 【た行】

### ■ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみ等の燃焼により非意図的に発生するポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDO)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称で、これらのうち29種類に毒性があるとされている。

人工の毒物としては最大の毒性を持ち、動物実験などにより発ガン性、催奇形性などが確認されているが、私たちが日常摂取しているピコグラムのレベルではほとんど問題とはならない。

国では「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、環境基準値及び焼却炉等に対する排出規制等を定めている。この計画書におけるダイオキシン類は、同法に定めているものを対象としている。

### ■太陽光発電

太陽電池を使って太陽の光エネルギーを直接電気に変えて利用すること。

### ■多目的遊水地

河川の氾濫抑制策として防災調節池等をつくり、合わせて、公園、緑地等を整備して多目的な利用を図るところ。

### ■地域制緑地

法令等によって、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然環境の保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称。

### ■地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度

## 参考資料

が上昇し、地球の気温が上昇すること。気候変動や海面上昇等が起こり、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

### ■地球環境基金

環境省の許可を受けて1991年に設立された募金型の公益信託。環境保全に役立つ各種の事業に助成を行い、地球環境の保全に貢献することを目的としている。

### ■地球（規模の）環境問題

環境問題のうち、原因や影響が地球規模の広がりを持つもの、又は、国際的な取組や対策が必要なものをいう。地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林（熱帯林）の減少、砂漠化、野生生物種の減少、開発途上国の公害、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動の9つの問題があり、それぞれが関連している。

### ■地区計画

各地区の特性の応じたきめの細かい環境整備を行うため、地域内の道路、公園の配置や建物の用途、大きさ、デザインなど、地域住民の合意のもとに、都市計画法に基づいて定める計画。

### ■地産地消

「地場生産-地場消費」を略した言葉で、県内・市内でとれた新鮮で安心できる農林水産物をできるだけ地域で消費しようと使われている。

### ■窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素と酸素の化合物の総称で、物の燃焼に伴って発生する。発生源は、工場、自動車、家庭の暖房など多様であり、人の呼吸器に影響を与え、光化学スモッグの原因物質の一つである。

### ■中水（中水道）

下水道の処理水など、飲料水としての水質ほどではないが、一度使った水を浄化した水を中水といい、中水を水洗トイレなどに利用する水道を中水道という。浄化から再利用までを含めて中水道システムと呼ぶ。

### ■低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、NO<sub>x</sub>、粒子状物質、CO<sub>2</sub>といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。主なものとして、電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ガソリンエンジン等と電気によるモーターを組み合わせたハイブリッド車などがある。

### ■低排出ガス車

一酸化炭素などの排出ガスを抑制するよう開発された自動車、あるいは一酸化炭素ガス等の発散を防止する装置を備えた自動車で、国土交通省により定められた排出ガス低減性能基準を満たすことにより、

認定を受けることができる。認定車には、有害物質の低減効果別に、「良-低排出ガス(25%低減)」「優-低排出ガス(50%低減)」「超-低排出ガス(75%)」のステッカーが表示される。

### ■適正な基準で汚水を処理している人口

公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽で生活排水を処理している人口。

### ■電動（電気式）生ごみ処理容器（機）

電動（電気式）生ごみ処理容器（機）は、大きく分けて、生ごみを乾かして減量する乾燥式と、微生物で分解するバイオ式の2タイプがある。乾燥式は処理時間が短い反面、電気で乾燥させるため、消費電力がやや多い。バイオ式は、消費電力は少ないが、処理時間が長く、1日から1週間かかる。

### ■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）や地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）のうち特に学術上価値の高いもの。

### ■透水型施設

雨水が自然にしみこむようにするための設備で、透水性舗装などがある。

### ■透水性舗装

表流水の流出抑制と地下水かん養を図るため、地下に雨水が浸透することができるような構造や材質を採用した舗装のこと。路面への舗装では、自動車の走行音を低減する効果もある。

### ■特定環境保全公共下水道

良好な自然環境の保全や農山漁村の生活環境の保全を目的として、特定の地域における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道事業。

### ■特定事業場

公害を発生するおそれのある施設（特定施設）を設置する工場又は事業場のこと。

### ■特定フロン等

オゾン層破壊への影響が大きいフロン（CFC-11,12,113,114,115）を特定フロンといい、同様にオゾン層破壊効果の高いHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）を加え特定フロン等という。生産・消費の全廃又は全廃までのスケジュールが定められている。

### ■都市基幹公園

都市住民全般の利用を目的とした公園で、比較的大規模な公園である総合公園、運動公園などをいう。

### ■都市公園

都市公園法において定義された施設で、国又は地方公共団体が設ける公園又は緑地。

### ■都市景観ガイドライン

良好な都市景観の形成を推進するため、公共施設、公共空間の質的向上やデザインの向上とともに、自然的・歴史的景観の保全、民間建築物や屋外広告物などの規制・誘導の方針を検討するもの。

### ■都市・生活型公害

自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による河川や海などの水質汚濁、日常生活からの騒音、悪臭、廃棄物の増大による環境の悪化など都市化や普段の生活から引き起こされる環境問題をいう。

### ■トップライト

屋根や天井に設けられた天窗を通じて自然光を上方から採光することをいう。

## 【な行】

### ■那珂川水系

那珂川及び那珂川に流入する河川並びにこれらの河川に流入することとなる公共用水域をいう。

### ■那珂川水系水質保全協議会

那珂川水系の水質汚濁防止及び水質保全意識の普及・啓発を目的として県内関係市町で構成する組織。

### ■中丸川水系

中丸川、大川及び本郷川並びにこれらの河川に流入することとなる公共用水域をいう。

### ■生ごみ処理容器（機）

生ごみを発酵・乾燥処理し、たい肥をつくるために使われる容器（機械）。コンポスト容器ともいう。

### ■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

亜硫酸ガスとも呼ばれる硫黄酸化物の一つ。石炭や重油など不純物として硫黄を含有する化石燃料の燃焼時や金属精錬工程で発生する。硫黄酸化物に係る環境基準は二酸化硫黄について設定している。

### ■二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

呼吸や化石燃料などの燃焼によって生ずる無色無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスのひとつ。自然界の植物によって酸素に変換される。人類の化石燃料の大量消費と森林伐採のため、二酸化炭素の大気中濃度は約 0.8ppm/年の割合で増え続けており、地球温暖化への影響が大問題となっている。

### ■二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

燃焼により発生した一酸化窒素（NO）の酸化で生

成される大気汚染物質で窒素酸化物の主要成分。

### ■農業集落排水（事業）

農業振興地域内の農村集落において、し尿、生活雑排水等の污水处理施設などを整備することによって、農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、合わせて公共用水域の水質保全を行う事業。

### ■農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。

### ■ノーマイカー運動

地球温暖化防止、大気汚染防止、エネルギー・資源節約などのため自家用車の利用を控え、公共交通機関、自転車、徒歩の利用を進める運動。

### ■ノンフロン製品

オゾン層破壊物質のHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）やCFC（クロロフルオロカーボン）などの特定フロン等に替わってHFC（ハイドロフルオロカーボン）などの代替フロンが使用されるようになったが、HFCは温室効果ガスであるため、これらに替わってオゾン層を破壊しない、かつ、地球温暖化効果の低い物質を使った製品をいう。例えば、ノンフロン冷蔵庫など。

## 【は行】

### ■ばい煙

燃料、その他の物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

### ■バイオマス発電・燃料

バイオマスとは化石資源を除く動植物に由来する有機物であり、エネルギー源として利用可能なもの。バイオマス発電は、これを利用した発電であり、廃木材や端材などをチップ化し直接燃焼して発電する木質バイオマス発電、家畜のふん尿や下水汚泥などを発酵させメタン、エタノール、水素などを利用して発電する方式（生物化学的変換）、糖やでんぷん、廃食用油などを高温、高圧プロセス等によりガス化等の燃料として発電する方式（熱化学的変換）がある。これらの燃料として用いられるものをバイオマス燃料という。

### ■排水基準

工場・事業場から公共用水域へ排出される水の汚染物質による汚染の許容限度。

### ■排水性舗装

雨天時の路面の自動車スリップ防止などのため、

## 参考資料

舗装に隙間を開け、その隙間に水を吸収させ路肩に排水させてしまう舗装。自動車の走行音を低減する効果もある。

### ■排水処理施設

工場・事業場からの排水や下水などの汚水を生物学的処理、化学的処理などにより浄化する施設。公共用水域へ排出する際に排水基準以下に排水を浄化する。

### ■排出基準

工場・事業場において、ばい煙等を大気中に排出する場合の汚染の許容限度。

### ■ハイブリッド自動車

2種類以上の動力源を持ち、エネルギー効率や走行性能を高めた自動車。現在、国内で市販されているハイブリッド自動車は、ガソリンエンジン又はディーゼルエンジンと電気モーターを組み合わせたものである。

### ■花とふれあいのふるさとづくり

市民の主体的な活動により、地域を花のある景観でつつみ、やすらぎと潤いのあるまちづくりを目的とする事業。

### ■バリアフリー（Barrier Free）

高齢者や障害者などが社会参加するうえで、障害（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの目標概念。

### ■ハロン

フロン類似物質で、臭素を含むフルオロカーボン。優れた消化剤として使用されてきたが、オゾン層破壊能力が高いため、使用禁止となっている。

### ■BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。一般にBODが大きいと、その水の有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは河川の水の汚濁状況を表すのに用いられる。

### ■ビオトープ（BioTope）

野生生物の生息空間を意味するドイツ語。環境保全の立場からは、自然の状態が多様な動植物が生息し、一定の生態系を構成する自然空間の意味で使われており、一般に市街地や農耕地等に斑点状に残存する湿地などの自然地域に適用される。

### ■光害（ひかりがい）

都市化の進展による屋外照明の増加、照明の過剰な使用、深夜営業店などの夜間照明に伴う環境保全上の支障をいう。天体観測等への障害として声が高まり、まぶしさに伴う不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響等も指

摘されている。

### ■飛散性アスベスト

吹付けアスベスト、アスベスト保温材など容易に大気中に飛散するおそれのあるもの。

### ■BDF（バイオディーゼル燃料）

Bio Diesel Fuel の略で、生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる、軽油代替燃料の総称

### ■非飛散性アスベスト

アスベスト成形板など製品・建材中に含まれるアスベストがセメント等により固化されており、直ちに大気中に飛散するおそれのないもの。

### ■ppm

Parts Per million の略で、100 万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気1m<sup>3</sup>の中にその物質が1cm<sup>3</sup>含まれていること。

### ■PRTTR（環境汚染物質移動登録）

有害性のある化学物質の環境への排出量や移動量について登録して公開する仕組のこと。行政庁が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれての移動量を把握、集計し、公表する。

### ■風致地区

都市計画法に基づき都市の風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するために定められた地区。

### ■浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんのうち粒径が 10 マイクロメートル（1mmの100分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場や事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が 2.5 マイクロメートル以下のもの（PM2.5）については、特に健康影響が指摘されている。

### ■ふれあい講座

本市の出前講座の呼称。市民等の要望に応じて市の職員を派遣し、行政の仕組や事業等について説明や講習をする制度。

### ■フロン（Fron）

炭化水素に塩素やフッ素が結びついた化合物の総称で、クーラーや冷蔵庫等の冷媒、半導体や精密部品の洗浄、エアゾール製品の噴射材などとして使われてきた。一部のフロンはオゾン層破壊の原因物

質となっており、破壊程度の高い特定フロンについては平成7年末で生産全廃となっている。

特定フロンに替わりオゾン層を破壊しない代替フロンの使用が進められているが、代替フロンは二酸化炭素の数千から数万倍の温暖化効果があることが分かり、平成9年の地球温暖化防止京都会議において削減の対象とされた。

#### ■フロン類

CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)及びHFC(ハイドロフルオロカーボン)のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質をいう。

#### ■文化財愛護団体

文化財の保有者や所有者、あるいは文化財の保護に携わったり活用に関わりのある人や団体から構成されている文化財の愛護活動を行う団体。

#### ■分別収集

ごみを種類、品目別に分けて排出し、その種類ごとにまとめて収集すること。

#### ■保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全、形成等の公共目的を達成するための森林法に基づいて指定された森林。

#### ■保存樹木

市域の美観風致を維持するため、保存が必要と認められ、所有者の同意を得て指定する樹木。

### 【ま行】

#### ■埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財の総称であり、住居跡・古墳等の遺跡と石器・土器等の遺物とに大別される。

#### ■マイバッグ

繰り返し使える個人専用のバッグ、袋。資源節約、ごみの排出抑制の観点から、買い物などの際にレジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを利用する運動をマイバッグ運動という。

#### ■街かど緑のコンクール

市民参加による緑の街づくりに資するため、街かどの優れた緑を発掘して市民に周知を図り、緑を育む市民の意識を高めるとともに、美しいふるさとづくりを促進することを目的としたコンクール。

#### ■街かど花いっぱい運動

市民憲章で提唱する自然を愛し、人にやさしい環境づくりの具現化事業として、グリーンベルトや植樹

ますなどへの四季折々の花の植付け、球根(春咲き・秋咲き)配布、花壇コンクールなどを実施する運動。

#### ■マテリアルリサイクル

使用済みとなった物を廃棄物とせず、同じ製品又は他の製品の原材料として再生利用すること。

#### ■マリンツーリズム

海の自然やその土地の文化、人々との交流を通して地域の振興や環境教育にも役立てる観光・旅行形態。

#### ■水辺の楽校

河川改修と合わせ、河川の持つ機能を生かしながら、自然教育の場や集団生活の場の形成を図る。

#### ■緑の愛護団体

ボランティア活動として、緑を守り育てる運動を行っている団体。

#### ■緑の保存地区

市緑の保存と緑化の推進条例に基づき、地域の良好な環境を形成している樹林地又は水辺地等であって、市民の保健休養上又は都市景観上保全することが必要と認められる区域で指定された地区。

#### ■緑のリサイクル事業

緑豊かで快適な街づくりの一環として、市民から不要になった樹木を無償で譲り受け育成し、公共公益施設の緑化及び記念樹等に利用する事業。

#### ■未利用エネルギー

これまで利用されていなかったが有効に利用できるエネルギーで、下水や工場などから出る排熱や大気との温度差のある河川水や海水など。

#### ■民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、わが国の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。

### 【や行】

#### ■有害化学物質

人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質のこと。

#### ■有害化学物質等

有害化学物質に化学物質以外の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質(天然鉱物であるアスベストなど。)を加えた有害物質の総称。

## 参考資料

### ■有害紫外線

紫外線は、波長により A, B, C の3種に大別され、波長が短いものほど生物への影響があるといわれている。最も波長の短い C 波はオゾン層でほとんどが吸収されるため、一般的には半分程度しか吸収されない B 波を有害紫外線という。オゾン層の破壊により地表に到達する B 波が増え、皮膚がんや白内障などの増加が懸念されている。

### ■有害物質使用特定施設

カドミウム、シアンなど人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)を製造、使用又は処理する施設。

### ■有害廃棄物

爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある廃棄物。

### ■有機栽培(有機農法)

一般に、農薬や化学肥料等に頼らず、たい肥などの自然界の資源や植物本来の生態を生かしながら農作物を栽培する方法。これまで特に明確な規定は無く、有機を称した様々な栽培方法の作物が市場に出回っていたが、農林水産省により「有機農作物及び特別栽培農作物の表示ガイドライン」が策定され、表示基準が次のように定められた。

「有機農作物」とは、化学合成農薬や化学肥料、化学合成土壌改良材を使用せず、3年以上経過した農地で栽培された作物に限定され、転換して6ヶ月以上3年未満の場合は「転換期間中有機農作物」となる。

農薬又は化学肥料を全く使用しないもの、あるいは一定量以上を削減して栽培された作物は、「特別栽培農作物」といい、無農薬栽培農作物、無化学肥料栽培農作物、減農薬栽培農作物、減化学肥料栽培農作物の4つに区分される。

### ■優良農地

土地改良などにより基盤が整備され、土壌、水利条件ともに良好である農地。

### ■要請限度

環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の基準で、この限度を超過することにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路交通法の規定による措置を要請することができる。

## 【ら行】

### ■ライフサイクルアセスメント(LCA)

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生(ライフサイクル)で、環境に与え

る影響を分析し、総合評価する手法。

### ■リターナブル瓶

利用し終わったあと回収され、洗浄等の処理で再度原型のまま再利用される容器のことで、溶かしたり作り直したりする必要がなく、より環境に与える負荷が低い。ビールや酒、ソフトドリンク等のビン類に多く導入されている。

### ■リデュース、リユース、リサイクル

3R(さんアール、スリーアール)の項参照。

### ■緑地確保基準

市緑の保存と緑化の推進条例で定める工場等の敷地面積に対する緑化率。

### ■緑地環境保全地域

市街地、集落地およびこれら周辺地における樹林地、水辺地やこれらに類する自然環境を有する土地のうち、自然環境を保全することが特に必要な区域として、県自然環境保全条例に基づき指定されている地域。